

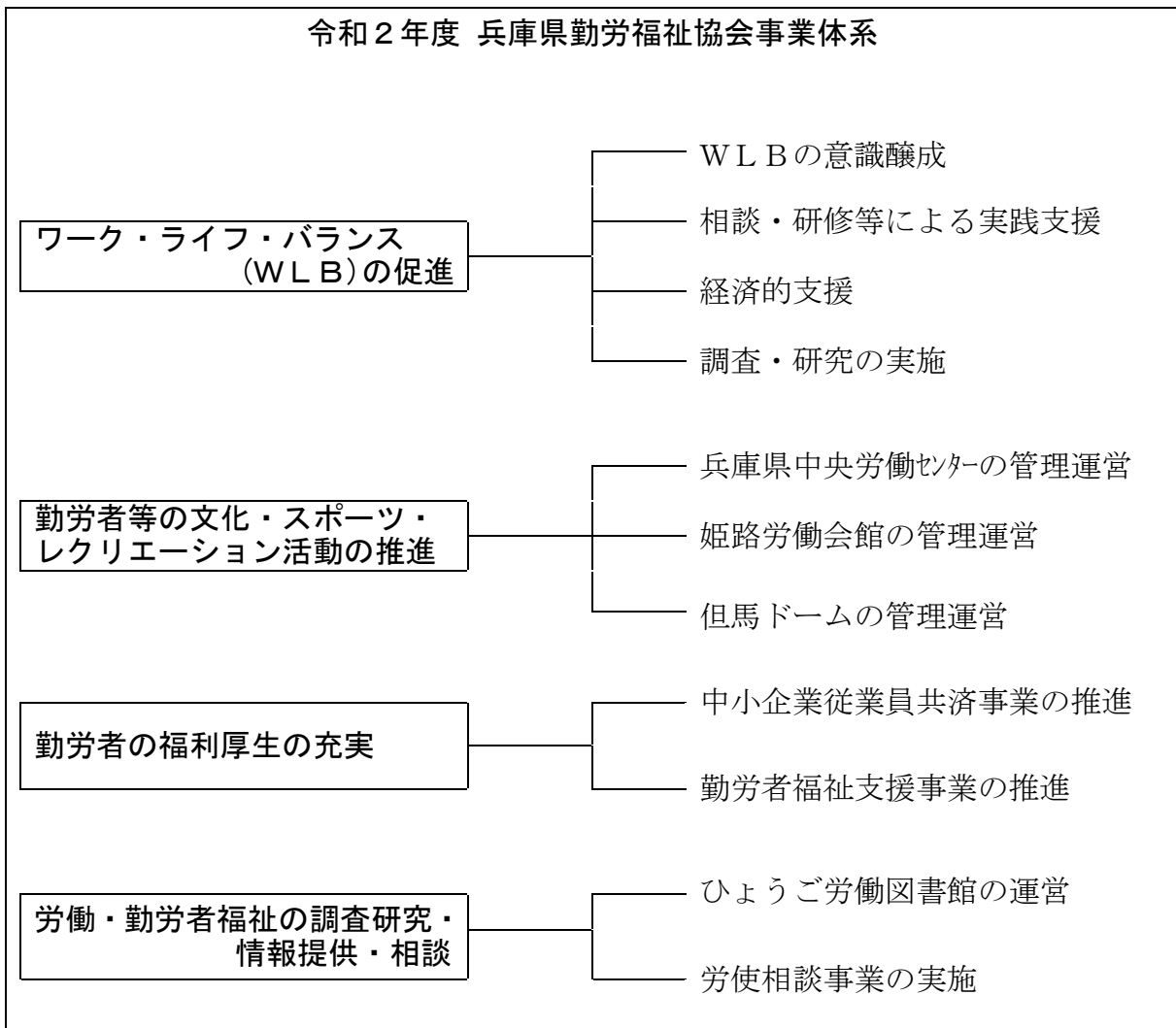
令和2年度 事業計画及び収支予算

令和2年度事業計画

I 事業実施方針

少子高齢化、雇用者化、非正規化、高学歴化といった変化が雇用・労働に影響を与えた平成から、個人化、多様化、デジタル化、世界化が加速されると言われる令和に年代が移った。また、長時間労働や雇用条件格差の是正を柱とする働き方改革関連法が順次施行されるなど、勤労者の就業環境は今大きく変わろうとしている。

当協会では、県内の中小企業等がこうした潮流・環境の変化に的確に対応しつつ活力を増進し、従事する勤労者やその家族等の福祉向上が図られるよう、国・県・市町の施策、労使団体等関係機関との連携を一層強化し、「ワーク・ライフ・バランスの促進」「勤労者等の文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進」「勤労者の福利厚生の充実」「労働・勤労者福祉の調査研究・情報提供・相談」の4つを重点課題として着実に事業を推進する。



II ワーク・ライフ・バランス(WLB)の促進

県内企業や団体が組織力を強化し、長時間労働の是正や生産性向上等につながる働き方改革を進め、WLBの実現に向けた活動に幅広く取り組める環境を整備する。

ひょうご仕事と生活センター(以下、「センター」という。)において、WLB推進企業の発掘・育成・顕彰スキーム(宣言→認定→表彰)を活用し、その量的拡大と質的向上を図るため、「意識醸成」「相談・研修等実践支援」「経済的支援」「調査・研究」を柱として、企業等の取組段階に応じた支援を展開する。

〈重点業務取組〉

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 3つの支援拠点(神戸・尼崎・姫路)の機動力を生かした宣言企業の拡大 |
| 2 | 宣言企業個々の状況等に応じた的確な支援による認定企業へのステップアップ |
| 3 | 柔軟な勤務体制の導入等、多様な働き方の実現に向けた助成金の活用促進 |
| 4 | 働きやすい職場環境を健康面から支援する健康管理相談の実施 |
| 5 | 相互の学びの場や交流会などを通じた企業の自主的な取組への支援強化 |

1 WLBの意識醸成

情報誌等により先導的な取組事例やセミナー、各種助成金等の情報を提供するほか、普及啓発イベント開催や企業顕彰等を通じて、WLBの実践が経営にもたらす効果を発信し、意識醸成を図ることにより、WLB取組企業の発掘につなげる。

(1) 普及啓発

① ポータルサイトの運営

ホームページでの情報発信に加え、Facebookを活用したタイムリーできめ細かな情報発信を行う。

② 情報誌等の発行

- ・ 企業向け情報誌「仕事と生活のバランス」の発行(年5回/各号10,100部)
- ・ 学生向け事例集「WLBな会社ガイド」の発行(年1回/20,000部)
- ・ **新** WLB取組事例集の発行(20,000部)

③ WLB推進キャンペーンの実施

センターとWLBへの理解を深めるため、11月を推進月間に設定し、普及啓発イベントを集中的に実施する。

WLBの取組を促進するキャッチフレーズを募集し、グランプリ作品を掲載したカレンダーの配付、情報誌への掲載など、WLBの普及啓発に活用する。

④ WLBフェスタの開催

働き方改革のあり方を考えるとともに、先進企業の事例紹介等を通じてWLBの取組を促進するため、推進月間の中核事業として神戸市内で開催する。

⑤ 阪神・姫路地域でのシンポジウム開催

阪神・姫路両事務所を置く同地域において、WLB推進のためのシンポジウムを各1回開催する。

⑥ ⑧働き方改革対応セミナー

中小企業において働き方改革への対応が円滑に実施できるよう、働き方改革関連法のポイント解説や具体の取組事例の紹介等を行うセミナーを開催する。

⑦ シンボルキャラクターを活用した広報

センターのキャラクター「WLB7」やロゴマークを活用した広報を積極的に展開する。



(2) WLB取組企業の発掘 (2年度目標WLB宣言企業数: 300社)

センターのコーディネーターによる企業訪問や関係団体・行政機関が開催するセミナー等でのPR活動を通じて、WLBの推進に取り組むことを内外に宣言する企業・団体を発掘し登録する(令和2年2月末現在、累計2,187社宣言登録)。

(3) WLB先進企業の顕彰

各地域・各業種において先導的、模範的なWLBの取組を行っている企業・団体を10社程度表彰し、その取組事例を様々な機会・媒体を通じて広く発信することにより、全県的なWLBの意識醸成につなげていく(令和2年2月末現在、累計112社表彰)。

2 相談・研修等による実践支援

企業・団体の組織内でWLBを推進していくための相談をセンターで受け付け、課題に応じた適切な専門家を派遣するとともに、各々の課題に応じた実践支援や研修プログラムの提供等を行い、一定の成果を収めた認定企業、さらには特に優れた表彰企業へとステップアップするなど、取組の質的向上を図る。

(1) WLB推進企業の認定 (2年度目標WLB認定企業数: 55社)

宣言企業としてWLBの取組を積極的に進め、一定の成果を収めている企業を認定し、内外にアピールするロゴマークの付与やホームページ等での公表により、優れた人材の確保にもつなげる(令和2年2月末現在、累計244社認定)。

(2) ワンストップ相談

来所者等への面接や電話、電子メール等によるワンストップ相談を実施する。

(3) 専門人材の派遣 (2年度目標派遣件数: 1,700件)

① コーディネーター等の派遣

センターに在籍するコーディネーター、コンサルタントを企業・団体に派遣し、課題把握のための従業員意識調査の実施、研修の企画・実施、助成金の活用等に関し、最適な提案や助言を行う。

企業の主体的な取組を支援するため、WLB自己点検評価指標やWEB上で操作できる自己診断システムの活用を促す。

② 外部専門家の派遣

センター登録の外部専門家(社会保険労務士、中小企業診断士、キャリアカウンセラー等65人)が企業・団体に出向き、経営陣や担当者に個々の実情に応じた具体的で実践的な助言を行う。

(4) 健康管理相談

中小企業経営者等からの相談に対応する窓口健康相談員(保健師)を配置し、業務によるストレス発生など従業員の心身の影響への配慮や健康増進、従業員の治療と仕事の両立を中心に、働きやすい職場環境づくりを支援する。

(5) 研修の企画・実施

従業員対象の研修プログラムを企画し、企業・団体や労働組合等に提案・実施するほか、センター主催又は経営者協会、商工会議所・商工会、中小企業団体中央会等の関係団体や自治体と連携したセミナー等を開催する。

関係団体、自治体主催のセミナーへの講師派遣など、積極的な支援活動も行う。

① 企業等の課題に沿った研修の企画・実施 (2年度目標実施件数：200件)

「仕事と介護の両立支援」「生産性を上げるワザ」「職場環境改善とメンタルヘルス予防対策」「タイムマネジメント」等をテーマに、小規模企業等を対象とした集合型の合同研修や個別企業等を訪問して行う出前型の研修を実施する。

② WLB基礎講座

宣言企業の取組を促進し、従業員がいきいきと働くことができる企業等を増やすため、WLBの基本的な考え方、センターが宣言企業に提供しているサービスや制度(助成金等)を説明する基礎講座を開催する。

③ キーパーソン養成講座

WLBを効率的に進めるためのアクションプランの作成など、企業や団体自らが主体となってWLBの実現推進活動を実行するため、その中核的役割を担うキーパーソン養成を目的とした4回の連続講座を開催する。

〔参加者〕経営者、役員、管理職、人事・労務の担当者30人程度

④ 認定・表彰企業向け勉強会

認定・表彰を受けた企業・団体を対象に、WLB実現に向けた具体的な課題を解決するための考え方を学び、改善策を立案するための勉強会を開催する。

⑤ 外部専門家研修

企業・団体の課題に応じて派遣する外部専門家を対象に、WLB実現における最新情報や新たな課題を学びあう勉強会を開催する。

3 経済的支援

育児・介護休業制度の利用促進などWLBの実現を支援する3つの中小企業助成制度について、一体的な広報展開等により一層の活用促進を図るとともに、WLB推進企業の成長を促すため、金融機関等と連携した金融面での支援を行う。

(1) 中小企業助成制度

① 中小企業育児・介護代替要員確保支援助成金（2年度目標支給件数：120件）

中小企業等における育児や介護休業の取得を促進し、休業者が職場復帰しやすい職場環境の整備を図るとともに、育児・介護による短時間勤務の利用促進を図るため、休業者・短時間勤務者の代替要員にかかる賃金の一部を助成する。

〔対象〕 従業員の育児又は介護休業、又は育児・介護による短時間勤務に対し、代替要員を新たに雇用した中小企業(従業員300人以下)の事業主

〔支給額〕 休業コース：代替要員の賃金の1/2(月額上限10万円、総額上限100万円)

短時間勤務コース：短時間勤務の代替要員の賃金の1/2

(育児の場合：月額上限2万5千円、小学3年生まで)

(介護の場合：月額上限10万円、総額上限100万円)

② 中小企業育児・介護等離職者雇用助成金（2年度目標支給件数：35件）

育児や介護等により離職した従業員が、再就職し継続的にキャリアアップできる社会環境を整備するため、再就職先の中小企業事業主に奨励金を支給する。

〔対象〕 結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児、介護の理由による離職者を新たに雇用した中小企業(従業員300人以下)の事業主

〔支給額〕 正社員50万円、短時間正社員40万円、非正規社員(フルタイム)20万円、非正規社員(フルタイム以外で社会保険被保険者)10万円(いずれも1人当たり)

③ 仕事と生活の調和推進環境整備支援助成金（2年度目標支給件数：50件）

女性や高齢者など様々な人材の就労や、育児・介護等と仕事の両立を支援するために職場環境の整備を行った中小企業事業主に対し助成金を支給する。

〔対象〕 中小企業(従業員300人以下)の事業主

〔助成対象事業〕

- ・ 職域拡大など多様な人材活用：女性用更衣室、高齢者用安全設備の整備 等
- ・ 多様な働き方促進：事業所内託児スペースの整備、在宅勤務システム導入
- ・ その他WLB促進に必要な職場環境整備：休憩室等の整備

〔支給額〕 対象経費の1/2以内(上限200万円)

(2) 金融支援

県内産業の振興について兵庫県と連携協定を締結している金融機関等と連携し、WLB推進企業への優遇融資などの金融支援を引続き行う。

兵庫県の就労環境・福利厚生充実貸付など制度融資の活用も促進する。

〔連携機関・取扱商品名〕

- ・商工組合中央金庫：ひょうごワーク・ライフ・バランス推進企業ローン
- ・日本政策金融公庫：働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)
- ・みなと銀行：銀行保証付私募債「みなと働き方改革取組私募債」
- ・但馬銀行：地域企業応援ローン(WLB推進)
- ・兵庫県信用保証協会：技術・経営力発展保証「スター」

4 調査・研究の実施

学識者や専門家等と共同してWLBに関する調査・研究、資料の集積等を進めるほか、働きやすい職場環境整備を目指す企業に対する従業員意識調査を実施する。

(1) 兵庫県立大学国際商経学部との共同研究

「製造業」に次いで宣言企業数が多い「医療・福祉機関」におけるWLBに関する調査研究を実施する。

(2) 中央大学 WLB & 多様性推進・研究プロジェクトへの参画

参画企業や研究者との交流・情報交換を行い、WLBや多様性推進による人材活用・企業経営への効果等を明らかにする。

(3) ひょうご労働図書館との連携

WLBに関する図書、文献資料をひょうご労働図書館と連携・協力して収集・整理する。

(4) 従業員意識調査の実施（2年度目標調査実施企業数:45社(うち自社実施10社)）

従業員に対する意識調査アンケートを実施することにより、従業員の満足度を定量的に捉え、WLB実現の促進要因や阻害要因を分析し、今後の課題や改善策等を提案する。

増加する調査ニーズに対応するため、企業が自社で意識調査を行えるよう研修を実施する。

Ⅲ 勤労者等の文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

兵庫県等からの指定管理を受けた勤労者福祉施設の管理運営を通じて、勤労者やその家族をはじめとする県民の文化・スポーツ・レクリエーション活動と地域活性化の取組を促進する。

管理運営にあたっては、各施設の特性や職員の専門性等を生かしながら効果的、効率的な企画・実施を進め、一層の利用促進と収入増加、経費削減に努める。

1 兵庫県中央労働センターの管理運営

勤労者等の会議室利用や産業労働関係団体の事務所利用等を通じて、勤労者の福利厚生や教養文化を高めていくとともに、入居団体、利用団体、近隣団体等との交流拠点としての役割を果たす。

兵庫県と神戸市との協定(令和元年9月)に基づき、大規模災害時に発生する帰宅困難者の一時滞在施設に位置づけられたことから、備蓄品など所要の整備を行い、神戸都心部の防災拠点としての役割も果たす。

〈重点業務取組〉

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 関係団体等への提案型の積極的な働きかけによる利用率向上 |
| 2 | 関係団体・地域団体との緊密な関係構築を通じた社会貢献活動の推進 |
| 3 | 安全安心な利用のための整理整頓、清掃、きめ細かなおもてなしの徹底 |
| 4 | ロビー、煉瓦ギャラリーの有効活用、ウェブサイト活用等、積極的な情報発信 |
| 5 | 夜間利用率向上に向けた会議室の多目的活用の検討、各種教室の開催・誘致 |

(1) 施設概要

- ① 延床面積：7,260 m²
- ② 施設内容：大ホール(320人)、小ホール(150人)、視聴覚室(50人)、会議室7室、貸事務所(18団体 1,263 m²)、地下駐車場

(2) 利用促進事業の企画・推進

煉瓦ギャラリーを活用しての作品展示など14事業を実施する。

(主な事業)

- ① シルバーカレッジ絵画作品展
神戸市シルバーカレッジOBを主体とするボランティアサークルの絵画・陶芸作品の展示(見学者5,000人)
- ② 神戸カメラマン協会写真展
神戸新聞社のカメラマンOBによる写真教室の開催、受講者の写真展示(見学者5,000人)
- ③ 神戸外国人学校協議会作品展
同協議会に属する外国人学校の生徒が描いた絵画等の展示(見学者5,000人)

(3) 利用計画

元年度実績見込			2年度利用計画(目標)		
利用件数	利用人数	利用率	利用件数	利用人数	利用率
5,100件	353,000人	49.0%	5,400件	370,000人	52.0%

2 姫路労働会館の管理運営

播磨地域を中心とした勤労者や労使団体等の会合、研修、文化活動等のために会議室を提供し、勤労者等の福祉向上に資する活動を支援する。

利用者目線での改善取組や積極的な営業活動の成果を踏まえて、引続き快適に利用できる空間を提供するなど、利用者にとって満足度の高い運営をめざす。

〈重点業務取組〉

- 1 労使団体への働きかけ強化、新規利用先の発掘・誘致による利用率向上
- 2 施設の特色を生かした会館主催事業の企画充実による利用の促進
- 3 既存施設の再整備、利用者ニーズに沿った新たな設備の考案
- 4 積極的な情報発信、中央労働センターとの連携による利用者向けサービスの向上
- 5 計画的な施設設備点検による安全安心の確保

(1) 施設概要

- ① 延床面積：2,416 m²
- ② 施設内容：多目的ホール(360人)、視聴覚室(24人)、サークル室2室、会議室5室、和室2室、トレーニング室、駐車場

(2) 利用促進事業の企画・推進

ロビースペースを活用しての作品展示など7事業を実施する。

(主な事業)

① お仕事川柳コンクール

関係機関と連携して仕事をテーマにした川柳を広く県民から募集し、優秀者を表彰するとともに応募作品を展示(出展約400句)

② ギャラリー展

広く県民から趣味等の出展作品を募集し、ロビースペースに2週間程度展示(年5回)

(3) 利用計画

元年度実績見込			2年度利用計画(目標)		
利用件数	利用人数	利用率	利用件数	利用人数	利用率
6,000件	283,000人	52.0%	6,200件	289,000人	54.0%

3 但馬ドームの管理運営

但馬の豊かな自然の中で、天候に左右されない広大な空間を活用して、県民のスポーツ等の活動や地域間交流を促進する全県的な拠点としての役割を果たす。

指定管理制度第4期(平成29～令和3年度)の4年目として、同事業計画書記載の取組について、県・豊岡市施設が一体となった効果的、効率的利用を推進する。

〈重点業務取組〉

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 四季を通じて幅広い年齢層が楽しめるイベントやスポーツ大会の企画運営 |
| 2 | 各種スポーツ教室など施設の特徴を生かした事業の実施 |
| 3 | 全国、西日本、近畿、県、但馬など様々な圏域レベルの大規模イベント誘致 |
| 4 | 多様なニーズを踏まえた利用促進事業の実施と効果的な広報発信 |
| 5 | 老朽化部分の修繕実施に向けた計画的かつ適切な対応 |

(1) 施設概要

- ① **ドーム棟** (兵庫県からの受託施設、延床面積：21,813 m²)
多目的グラウンド(14,000 m²)、開閉式屋根、観客席(1,196席)、トレーニング室、選手控室、多目的室 等
- ② **神鍋野外スポーツ公園** (豊岡市からの受託施設)
 - ・センター棟(延床面積：1,140 m²)：事務室、休憩室、会議室、ロッカー室等
 - ・屋外施設：芝生グラウンド(14,130 m²)、環境発見遊具、芝生広場、駐車場等

(2) 利用促進事業の企画・推進

多目的グラウンドでのスポーツ大会、フェスティバルなど13事業を実施する。

(主な事業)

- ① **TAJIMADOME フェスティバル春物語**
パフォーマンス大会等、幅広い年齢層の県民が参加できる催し(約30,000人)
- ② **全日本身体障害者野球選手権大会**
全国各ブロックから勝ち抜いたチームが日本一を決定する大会(約2,000人)
- ③ **新 親子スポーツ体験ツアー／グラウンドゴルフ&観光ツアー**
インラインスケートや但馬で体験できるアクティビティをパックにした親子合宿イベント。
ドームCUPグラウンドゴルフ大会と但馬の観光をセットにしたツアー(各40人)

(3) 利用計画

元年度実績見込			2年度利用計画(目標)		
利用件数	利用人数	利用率	利用件数	利用人数	利用率
6,000件	360,000人	96.0%	6,000件	250,000人	96.0%

(4) 計画修繕への対応

老朽化する施設・設備に関し県が行う計画修繕(2年度設計、3年度以降施工予定)について、予約、施設利用等、修繕期間中の計画的かつ適切な運営に取り組む。

IV 勤労者の福利厚生の充実

勤労者が職場の中で生きがいをもって活躍でき、職場での定着が図られるよう、県内中小企業向けの共済制度を運用するほか、勤労者の教育支援や勤労者福祉活動支援に取り組む。

1 中小企業従業員共済事業の推進

県内中小企業における従業員の福祉向上と安定した労働力の確保・定着を図るため、企業単独では実施困難な共済制度（兵庫県中小企業従業員共済事業「愛称：ファミリーパック」）を全県的に推進する。

〈重点業務取組〉

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 新規会員獲得に向けた加入促進嘱託員による重点加入促進活動の展開 |
| 2 | 「非正規雇用労働者福利厚生加入促進事業」による非正規従業員の加入促進 |
| 3 | 「中小企業従業員福利厚生支援事業」を活用した中小企業従業員の健康増進 |
| 4 | 収支均衡と事業の持続的成長のための制度改正の検討・実施 |

(1) 福利厚生・給付・融資斡旋サービスの提供

（2年度末目標加入事業所数：2,450事業所、被共済者（会員従業員）数：35,000人）

安価な会費（500円／人・月）で、非正規雇用労働者の処遇改善や従業員の健康増進意欲の促進にも重点を置き、福利厚生・給付・融資斡旋を柱とした多彩で充実したサービスを提供する。

① 福利厚生事業の実施（2年度末目標提携店数：3,050店）

宿泊・レジャー施設や飲食店等の提携店利用の際の会員割引や利用補助をはじめ、暮らしに役立つ多様なサービスを、会員ニーズを踏まえながら提供する。

会員が身近に、かつ気軽に利用できる施設や指定医療機関を全県的に確保するため、地域提携店・提携医療機関の開拓を図る。

ホームページやSNS、会報誌ファミリーパックニュース（年4回発行）等を活用して、会員への積極的な情報提供に努める。

② 給付事業の実施（2年度目標給付件数：9,800件、給付金額：79,500千円）

結婚、入学等の祝金、見舞金・弔慰金、勤続報奨金、退職餞別金など、会員及び家族のライフステージに応じた12種類の給付事業を実施する。

きめ細かなサービスとして、会員ごとの給付該当一覧表を年4回発行する。

③ 融資斡旋事業の実施

（2年度目標新規貸付件数：12件、新規貸付金額：12,000千円）

県内に本支店を置く14の指定金融機関と連携し、日常の急な生活費や自動車購入費、住宅資金等に利用しやすい低利融資斡旋（年1.2%）を行う。

(2) 中小企業従業員福利厚生支援事業等(県補助事業)の実施

県内中小企業に就業する従業員に対し、その処遇を改善するとともに健康増進等に係る福利厚生制度の充実を図るために実施する。

① 中小企業従業員共済加入促進事業 (2年度目標新規加入会員数:5,000人)

加入促進嘱託員等の配置で強化された営業体制の下、関係団体とも連携して、新規加入企業の掘り起こし、直接訪問による対面での勧誘などの加入促進策に取組み、新規会員獲得に向けて重点的な活動を展開する。

② 非正規雇用労働者福利厚生加入促進事業 (2年度目標加入者数:1,000人)

非正規雇用従業員に対する会費の1/2を最大3年間助成し、これまで加入に至らなかった加入事業所のパート等非正規雇用労働者の追加加入を働きかける。

③ 中小企業従業員福利厚生支援事業

(2年度目標利用件数 人間ドック・脳ドック:4,450件、インフル予防接種:4,000件)

元年度に人間ドック・脳ドック及びインフルエンザ予防接種の利用補助上限額が増額(それぞれ最大20,000円/人、最大3,000円/人)されたことに伴い、会員の活用を促すとともに、新規及び追加会員の加入を促進する。

(3) 離職者生活安定資金融資損失補償事業の実施

中小企業勤労者の雇用の安定を図るため、兵庫県が離職者の生活安定と求職活動に専念する機会の確保を目的として行う「離職者生活安定資金融資事業」について、損失補償業務を実施する。

(4) 支出削減策の検討・実施

直近数期は加入者の増加に伴い会費収入は増加しているが、福利厚生、給付の事業費も増加している。県補助事業の創設・拡充による業務量の拡大や複雑化、これに伴う経費負担も増加するなど、今後加入促進による会費収入増だけでは収支改善につながらないおそれがある。

近年経費負担が増えている福利厚生事業の利用券、チケット等を中心に、会員間の公平性や利便性を重視しつつ、支出削減につながる改善策を講じる。

① 利用券の額面金額及び発行枚数の見直し

会員・家族会員で補助額、利用枚数制限が異なり、家族構成により利用しにくいこともあることから、額面金額を見直した上で利用券の共通化を図り、活用の幅を広げ利便性を高める。

(例)旅行・宿泊・食事クーポン

〔改正前〕	会員用 2枚・補助額 2,000円	→	〔改正後〕	会員・家族共通 6枚
	家族用 4枚・補助額 1,000円			補助額 1,000円
	(家族用 1回/年)			(使用回数制限なし)

② 一部チケット等の割引率の見直し

原則 20%の割引率の基本的原則は堅持しつつ、利用件数が多く、かつ割引率や仕入れ価格が高いことで当協会の負担が大きいチケット類に限定し、割引率を見直して斡旋価格を引き上げる。

(例) 映画チケット一般 1,800 円 : [改正前斡旋価格] 1,050 円 → [改正後] 1,200 円

③ 会報誌の発行回数の見直し

ファミリーパックニュースを年 5 回から 4 回の季刊誌に変更する。

2 勤労者福祉支援事業の推進

勤労者福祉基金(兵庫県勤労者信用基金協会の残余財産を当協会が寄附受納して設置)を活用し、金融機関と提携した勤労者向け低利融資や勤労者福祉団体の活動支援のための事業を実施する。

(1) 勤労者教育支援資金融資事業の実施

近畿労働金庫と提携して勤労者自身のスキルアップのための資金、及び家族の教育資金を低利で支援する協調融資事業(愛称:兵庫の学びと教育のローン)を実施するため、近畿労働金庫に資金提供(預託)を行う。

① 融資計画(2年度目標新規融資件数:15件)

在職中の勤労者の資格取得や教育訓練機関の利用を支援する「勤労者スキルアップ支援資金融資」、就学予定または就学中の子弟の学費等を支援する「子弟教育資金融資」を実施する。

(主な要件)

融資利率:年 1.2%(固定金利)

融資限度額:200万円(両融資は併用可。限度額は合わせて左記の額)

返済期間等:7年以内、元利均等月賦償還

② 保証料の助成(2年度目標助成件数:15件)

融資制度の利用を促進するため、日本労働者信用基金協会に支払う保証料(保証料率 0.7~1.2%)の 1/2 助成を実施する。

③ 融資制度の広報

ポスター、チラシを高等学校等の教育機関、兵庫県経営者協会等の関係機関に配布するとともに、様々な広報媒体、イベント等の機会を捉えて広報する。

(2) 勤労者福祉活動支援事業の実施

県内の勤労者及びその家族の豊かな生活の実現を図るため、勤労者福祉基金の収益を活用して、各地域で展開される勤労者福祉活動(文化・スポーツ事業、調査・研究事業、教育事業等)に対し、兵庫県労働者福祉協議会を通じて助成する。

[助成額] 上限 2,000 千円

V 労働・勤労者福祉の調査研究・情報提供・相談

勤労者の就業環境が変化する中で、現在課題となっている事案への対応や今後の労働・勤労者福祉のあり方を考える機会を提供するとともに、これまでの労働運動を振り返りつつ、調査研究と情報提供・相談に関する事業を実施する。

1 ひょうご労働図書館の運営

県内唯一の労働関係の専門図書館として、労働運動の貴重な資料、最近の幅広い雇用・労働問題や自己啓発、能力開発等に関する図書等を中心に収集し、整理・保存、貸出、レファレンスサービス等の業務を行う。

〈重点業務取組〉

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 図書館開設 20 周年を契機とした情報発信機能の一層の強化 |
| 2 | 利用者ニーズに合わせた図書等整備と関係機関との連携によるサービス向上 |
| 3 | 勤労者の就業環境の変化・ニーズを捉えた労働問題講演会の開催 |
| 4 | 収集した労働運動関連資料の整備 |

(1) 施設概要

延床面積：521 m²（兵庫県中央労働センター1階）

施設内容：蔵書数 約 200,000 冊、閲覧席 24 席

(2) 情報発信の強化

令和 2 年度で労働図書館が開設 20 周年を迎えることから、情報発信機能強化の一環として、既存事業も活用しつつ記念事業を実施することにより、図書館の認知度向上を図り、利用の促進につなげる。

① 展示等の充実

関係機関の協力・支援も仰ぎつつ、小泉八雲に関する図書、展示物の充実を図る。

② 「図書館にゆーす」の発行

新着図書や蔵書の書評、その他労働図書館に関連する情報を掲載した情報誌を年 3 回程度発行し、関係機関や近隣地域に配布する。

このうち 1 回は 20 周年記念号として発行する。

③ 記念講演会の開催

図書館開設 20 周年と銘打ち、広報イベントとして記念講演会を開催し、県民への PR を図る。

(3) 図書等の充実とサービスの向上

(2年度目標利用者数 9,000 人、図書貸出人数 2,000 人、図書貸出数 5,000 冊)

① 図書等の充実

令和元年度に見直した「図書等収集方針」に基づき、開設目的に適った労働専門図書等を一層充実するとともに、話題の一般図書等も併せて購入・排架していく。

② サービスの向上

モニター制度の実施等により利用者のニーズに応えたサービスを提供するほか、ひょうご仕事と生活センター等との連携・協力によりWLB関連図書コーナーの充実を図る。

(4) 労働問題講演会の実施

労働図書館の利用を勧めたい勤労者をはじめ広く県民一般を対象として、雇用・労働問題をテーマとした講演会や、勤労者・県民の自己啓発をテーマとした実務講演会を年4回程度開催する。

(5) 労働運動資料の収集

昭和40年代、50年代の兵庫県労働運動史編纂以降の、概ね平成2年から16年にかかる労働運動関係資料の収集、及び関係者へのヒアリングや過去のヒアリング結果の整理を行う。

2 労働相談事業の実施

雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、労使連携による専門的な労働相談の拠点として、労働条件や職場のトラブル等の相談を中央労働センター内の相談室で実施する。

VI その他事業（駐車場の管理運営）

兵庫県から土地を借り受け、県庁、県公館及び県警本部などへの来訪者等の利便性確保と周辺地域の交通安全のため、駐車場を設置し管理運営を行う。

[管理運営を行う駐車場]

県庁南駐車場：66 台、時間貸(一部月極)

諏訪山駐車場：18 台、月極

〈参考〉令和2年度事業計画目標一覧（主なもの）

	元年度目標	元年度実績見込	2年度目標
1 ワーク・ライフ・バランスの促進 〔ひょうご仕事と生活センター〕			
宣言企業数	300	270	300
認定企業数	50	52	55
コーディネーター等派遣件数	1,500	1,650	1,700
研修企画・実施件数	200	200	200
代替要員雇用助成件数	120	100	120
離職者雇用助成件数	35	31	35
環境整備助成件数	50	34	50
2 勤労者等の文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進			
兵庫県中央労働センター			
利用件数	5,400	5,100	5,400
利用人数	370,000	353,000	370,000
利用率	52.0%	49.0%	52.0%
姫路労働会館			
利用件数	6,200	6,000	6,200
利用人数	289,000	283,000	289,000
利用率	54.0%	52.0%	54.0%
但馬ドーム			
利用件数（全体）	6,250	6,000	6,000
利用人数（全体）	377,000	360,000	250,000
利用率（ドーム棟のみ）	97.0%	96.0%	96.0%
3 勤労者の福利厚生の実充（中小企業従業員共済事業） 〔共済部〕			
加入事業所数（年度末時点）	2,300	2,250	2,450
被共済者数（年度末時点）	30,000	29,050	35,000
新規加入被共済者数	5,000	6,000	5,000
うち非正規雇用労働者数	1,000	1,280	1,000
福利厚生提携店数（年度末時点）	3,050	2,990	3,050
人間ドック・脳ドック利用件数	4,420	420	4,450
インフルエンザ予防接種利用件数	4,000	8,000	4,000
給付金支給件数	8,830	8,230	9,800
融資斡旋による新規貸付件数	15	10	12
4 労働・勤労者福祉の調査研究・情報提供・相談 〔ひょうご労働図書館〕			
図書館利用人数	8,500	8,500	9,000
図書貸出人数	—	1,900	2,000
図書貸出冊数	3,500	4,900	5,000